

法務省民二第846号

平成25年12月24日

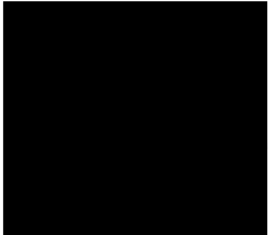
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり国土交通省自動車局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



国官参自保第663号
平成25年12月13日

法務省民事局長 殿

国土交通省自動車局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（照会）

独立行政法人自動車事故対策機構において、登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第4条の6に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

文 書 番 号
平成〇〇年〇月〇日

国土交通大臣 殿

独立行政法人自動車事故対策機構
理事長 印

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の19の2の項の第3欄の第2号に規定する不動産に該当することを証明願います。

(別紙)

1. 土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

(注) 1. 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

2. 「権利の種類」欄は、所有権、地上権又は貸借権、質権又は(根) 抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

(注) 1. 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

2. 「権利の種類」欄は、所有権又は貸借権の別を記載する。

証 明 書

文 書 番 号
平成〇〇年〇月〇日

自動車事故対策機構より平成 年 月 日付け 号により登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願があった別紙記載の不動産は、登録免許税法別表第3の19の2の項の第3欄の第2号に規定する不動産として相違ないことを証明します。

国土交通大臣
氏名

印

法務省民二第845号

平成25年12月24日

国土交通省自動車局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるため
に国土交通大臣が発行する証明書の様式について（回答）

平成25年12月13日付け国官参自保第663号をもって照会のありました標記の
件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。